

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	川 岸 伸
論文題目	非国家主体に対する武力行使の法構造—二一世紀における国際法の拡大をめぐる— —考察—		
(論文内容の要旨)			
<p>21世紀の幕開けとともに発生した九・一一同時多発テロ事件は、非国家主体であるアル・カイダが米国に対して同時に行った複数のテロ行為であり、その犠牲国である米国は自衛権を主張してアフガニスタン領内のアル・カイダに対して武力行使を行った。この事件はこれまでの国際法概念に多大な影響を与えたといわれる。本論文は、それを二一世紀における国際法の拡大を示すものと捉えて、非国家主体によって攻撃された犠牲国が、他国領域内にある当該非国家主体に対して武力により対応する場合、その武力行使は国際法上どのように評価されるかを、特に武力行使に関連する <i>Jus ad bellum</i> と <i>Jus in bello</i> の2つの規範体系から検討して、非国家主体に対する武力行使の法構造を明らかにしようとしたものである。</p> <p>「序論—前提的考察」は、こうした本論文の目的と問題意識を提示し、<i>Jus in bello</i> と <i>Jus ad bellum</i> の二つの規範的枠組みを分析視角として設定する。</p> <p>本論に入って、第一部「非国家主体に対する武力行使」では、まず第一章で「国際法上の自衛権による正当化」を検討する。この問題は、非国家主体自体に対する自衛権行使と当該非国家主体の所在する領域国に対する自衛権の二つに分けられる。前者については、国家限定説と非国家主体許容説の各々の学説がある。国家限定説は、自衛権を従来の「国家による」違法な武力行使に対して違法な武力行使で対抗する違法性の阻却事由として理解する。対して、近年の有力説となってきた後の説では、国連憲章第五条では武力攻撃の主体が国家に限定されていず、また憲章制定後の国家実行を見れば九・一一事件後は非国家主体に対する自衛権行使を「承認する」国家が出始めている、とする。</p> <p>領域国への自衛権行使については、侵略の定義、友好関係原則宣言、ILC国家責任条文案に関する様々な理論や学説を検討する。その結果、特に侵略の定義第三条の「実質関与」の解釈の緩和傾向が指摘でき、また国家実行からは、ここでも九・一一事件後は非国家主体の活動に関与している国家への自衛権行使が受け入れられているといえる。以上の考察結果は、非国家主体およびその所在国への自衛権行使の可能性拡大を示唆している。</p> <p>第二章では「国際法上の自衛権以外の事由による正当化—緊急状態と対抗措置」を検討する。まず、武力行使禁止を緊急状態により違法性阻却する可能性は、ILC国家責任条文案の作成過程で議論されるようになった。そこでは、草案第一読の報告者 R. Ago の緊急状態による武力行使の正当化の可能性を認める立場と、第二読の報告者 J. Crawford のその可能性を残さない立場が対立した。両者ともに、強行規範違反行為の違法性を阻却することはできない、との理解は共通している。Ago は、武力行使には、侵略のように強行規範に抵触するものと武装集団に対する越境軍事行動のような</p>			

強行規範違反ではないものがあり、後者は緊急状態による正当化が可能である、とする。Crawfordは、憲章第二条四項違反の武力行使はすべて強行規範違反であり、正当化される余地を認めない。この点についての国家実行はCrawfordの見解を支持している。

対抗措置による武力行使正当化は、ICJニカラグア事件判決が「均衡のとれた対抗措置」概念を用いることにより可能性を示唆した。しかし、判決は明示的ではなく、国家実行を検討しても、対抗措置による武力行使の正当化は困難なようである。

第二部「非国家主体に対する武力行使と*Jus in bello*」では、九・一一事件後の対テロ戦争は武力紛争であるか、また武力紛争法、特にその中心原則である攻撃目標区別原則はどの範囲で適用されるか、を検討する。第一章「武力紛争法の適用可能性」は、まず従来の国際的武力紛争と非国際的武力紛争の両概念を明確にしたうえで、非国家主体に対する武力行使の形態を、非国家主体の行為が領域国に帰属する場合、非国家主体が武力紛争当事国に属する場合、さらに領域国と無関係に行動する場合の三つに分けて検討を加える。前二者の場合には武力紛争の存在を認めることができ、したがって武力紛争法の適用可能性があるが、最後の場合は国際・非国際いずれの種類の武力紛争も認めることができず、法の欠缺が生じることになる。これについて、イスラエルと米国の各最高裁判例はそれぞれ、「国境を超える」紛争を国際的武力紛争として、または国家対国家以外の武力紛争で国内に限定されないものを「越境型」非国際的武力紛争と解釈して、武力紛争法の適用を拡大した。しかし、国際か非国際かの区別は当事者の対等性・対称性を前提とするか否かにあり、国家対非国家主体との構図からは非国際的武力紛争の拡大による補充するべきである。

第二章「攻撃目標区別原則の地位」では、いかなる者を攻撃目標にできるか、につき、ICRC(国際赤十字委員会)による国際人道法に関する作業を中心に検討を加える。まずこの原則では文民を攻撃目標とすることは許されない。非国際的武力紛争においても戦闘員にのみ攻撃が許されるが、非国家主体の戦闘員は、その団体の武力行動に正当性を与えることを回避するため、捕虜の地位を有しない。非国際的武力紛争においては敵対行為に直接参加する継続的戦闘機能を有する組織的武装集団の構成員を戦闘員とみなしている。そこで「敵対行為直接参加」概念が明らかにされねばならない。この概念の実体的範囲は、軍事的性質の害悪を引き起こす行為と敵に対する暴力行為とにより定義付けられる「害悪の敷居」、行為と害悪との間に十分に密接な「直接的因果関係」、そして、行為と必要とされる害悪を直接的に引き起こす目的で行われることとの「直接的連関」の三要件によって示される。時間的範囲については、文民保護を特定行為の間のみ享受するとする「特定行為アプローチ」、特定行為の開始からその活動からの明確な離脱までの「確定的離脱アプローチ」、そしてこの二つの妥協として、文民に対しては特定行為アプローチを、戦闘員に対しては確定的離脱アプローチをとる「機能的／メンバーシップアプローチ」があり、ICRCは最後の説をとっている。

以上の検討から、九・一一事件を契機とした国際社会の新しい現象を前にして、二一世紀に国際法は少なくとも武力行使および武力紛争に関して拡大しつつあると結論できる。

(論文審査の結果の要旨)

九・一一同時多発テロ事件を契機とする米国によるアフガニスタン領内のアル・カイダに対する自衛権を根拠にした武力行使については、既存の国際法規範がこうした事例について明示的な規則を持っていないことから、国際法の動揺をもたらす事例と評価されることがある。武力行使禁止原則は、例外として自衛権行使の場合に違法性阻却を認める。しかし、国際法上の自衛権は、国家による武力攻撃に対して被害国が武力により反撃する権利であり、九・一一事件のように国家以外のテロ集団による攻撃に対して、被害国が他国内にいる当該集団に武力で反撃することについては先例がなく、可否が明らかでない。本論文は、これを、非国家主体による国家への武力攻撃(テロ行為)に対し、その犠牲国が自衛権行使を理由として他国領域内の当該非国家主体に武力で対応することが国際法上許されるか、との一般的命題として設定し、この問題を、非国家集団への武力行使の違法性阻却可能性と武力行使の態様の合法性という二つの視角から、武力行使に関して *Jus ad bellum* と *Jus in bello* からなる国際法構造への挑戦と捉えて、分析し考察を加えている。

論文前半の *Jus ad bellum* の側面は、「自衛権」という最も困難な問題を扱う部分で、その手堅い検討作業には深い思索の跡が見て取れる。ここでは自衛権のみでなく、緊急状態と対抗措置というその他の正当化の可能性まで踏み込んで批判的に評価を下している。著者は、安易に国際法の適用を主張することなく、慎重な言い回しで非国家主体とその所在する領域国への自衛権行使の可能性を示唆している。

*Jus in bello* の側面を扱う後半部分は、既存の武力紛争法規則の形成過程や新しい状況を想定した解釈作業での議論を中心に、国内裁判例にも目配りしつつ論じる。そこから九・一一事件以後の対テロ戦争を非国際的武力紛争と位置付け、またテロ集団構成員の地位についての機能的/メンバーシップアプローチを採るべきとする主張には、著者独自のものが垣間見られ、新しい状況への国際法の支配の視座を確かなものにしていく。

著者の方法論は、既存の国際法規範の確認のうえに、新たな事象に関する学説の対立を周到綿密に整理・分析し、さらにこの事件の前後の国家実行を、具体的な国家行動のみならず国際・国内裁判例や国家による国連総会での発言をも含めて、詳細に検討するものであり、それが著者の説を手堅く支えている。

もっとも、本論文は、国際法全体の展開の中で課題を見ようとするあまり、「拡大」、「法構造」、「法の欠缺」などの一般的な概念用語について厳密な定義付けの不十分な点や、九・一一事件以外に同種の事象が生じていないことに起因すると思われる極めて慎重な表現は、著者の主張を脆弱なものにしかねない。翻って、注に詳細な意見を陳述する手法も疑問なしとしない。しかし、こうした点は著者の本論文における周到な作業の価値を些かも損なうものではない。

本論文の意義は、非国家主体の国際法への包摂と武力行使概念の変容を指摘し、そこから「国際法の拡大」を喝破するところにあり、その視野の広さと慎重ながらも意欲的で的確な主張は秀逸で、わが国の武力行使規制法研究に確実な一歩を記すものである。

平成22年8月5日に調査委員3名が論文内容についての試問を行い、博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認めた。